

## 岩美町空家等解体撤去事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町空家等の適正な管理に関する条例（平成29年岩美町条例第3号。以下「条例」という。）に基づく町の指導、勧告又は命令に従い空家等の解体撤去等を行う場合及び雪害、地震、風水害等の各種災害により被害が見込まれる空家等についての被害拡大防止を目的とした予防的除却について、岩美町補助金等交付規則（平成11年3月24日規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、岩美町空家等解体撤去事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」及び条例に定めるところによる。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

(1) 特定空家等及び管理不全空家等に認定され助言又は指導及び勧告に従い空家等の解体・撤去等をする者

(2) 雪害、地震、風水害等の各種災害により被害が見込まれ、周辺的生活環境へ悪影響を及ぼすおそれがあると認められる空家等について、被害拡大防止を目的とした予防的除却を行う者

2 前項に規定する補助対象者からの申請のうち、以下に掲げる要件に該当する物件を対象とする。

(1) 別表1第1欄に掲げる対象空家等の区分に応じ、同表第2欄に掲げるすべての要件に該当すること。

(2) 対象となる物件が町内に所在すること。

(3) 補助金の交付決定前に着手したものではないこと。

(4) 所有者及び権利者等が複数名いる場合、解体撤去について全員の同意が得られているもの

(5) 国又は地方公共団体等が行う移転補償に係る事業の対象となっていないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空家等の解体・撤去・整地に要する経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、別表1第1欄に掲げる対象空家等の区分に応じ、補助対象経費に同表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とし、同表第4欄に定める額を限度として予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請並びに同条第1号及び第2号に掲げる申請書に添付すべき書類は、岩美町空家等解体撤去事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）によるものとする。

(交付の決定)

第7条 規則第8条の規定による交付決定通知書は、岩美町空家等解体撤去事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(計画の変更又は中止)

第8条 前条に規定する通知を受けた補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第10条第1項の規定に基づき、岩美町空家等解体撤去事業費補助金変更申請書（様式第3号。以下「補助金変更申請書」という。）により、計画の変更又は中止を申請するものとする。

(1) 補助金額の変更を伴う補助対象経費の増額及び補助対象経費の2割を超える減額

(2) 事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(交付の取消又は変更)

第9条 町長は、前条に規定する補助金変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第6条第1項の規定に基づく補助金の交付の決定を取り消し又は変更し、岩美町空家等解体撤去事業費補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第10条 本補助金は、規則第12条ただし書に規定する町長が特に認めた経費の支出に該当し、着手届は要しない。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、規則第17条の規定に基づき、補助事業の完了後した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日

までに、岩美町空家等解体撤去事業費補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、規則第18条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額を岩美町空家等解体撤去事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条に規定する通知を受けた補助対象者は、規則第20条の規定に基づき、補助金等交付請求書を町長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第19条及び第22条の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）虚偽の申請をして補助金の交付を受けたとき。

（2）この告示の規定に違反したとき。

（3）その他町長が不相当と認めたとき。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第3条、第5条関係）

1 区 分	2 要 件	3 補助率	4 補助限度額
(1) 特定空家等	岩美町空家等対策協議会において“特定空家等”に認定され、町の助言又は指導及び勧告に従い当該空家等の解体を行うもの	1 / 2	600千円
(2) 管理不全空家等	岩美町空家等対策協議会において“管理不全空家等”に認定され、町の助言又は指導及び勧告に従い当該空家等の解体を行うもの	1 / 2	800千円
(3) 予防的除却	<p>以下の条件をすべて満たすもの</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に建築されたもので、1年以上居住及び常用的な利用がないもの</p> <p>(2) 以下の条件のいずれかに適合するもの</p> <p>ア) 道路に隣接し、倒壊すれば通行人及び車両等に被害を与えるおそれがあるもの又は道路を封鎖（一部封鎖を含む）し、災害時の避難、救助活動及び物資輸送等に支障が生じるおそれがあるもの</p> <p>イ) 倒壊すれば隣地の建物等が損傷し、又はその居住者等に被害を与えるおそれがあるもの</p> <p>(3) 所有者等が法人その他の団体ではないこと</p> <p>(4) 所有権以外の権利が設定されていないこと</p> <p>(5) 同一敷地内及び一体的な土地利用と認められる敷地内において、対象建築物以外の建築物等に常用的な利用がないこと</p> <p>(6) 同一敷地内及び一体的な土地利用と認められる敷地内において、対象建築物に附随する(2)の要件に適合するその他の建築物等（門塀、ブロック塀、立木等）について併せて除却するものであること。</p> <p>(7) 町内に事業所を有する法人が施工するものであること</p> <p>(8) 同表第1欄に掲げる区分（1）及び（2）に該当しない物件であること</p>	4 / 5	1,000千円

※第4欄に掲げる補助限度額については、国が別途通知する標準除却費に、第3欄の補助率を乗じて得た額のいずれか低い額を上限とする。